

中学生の税についての作文・書写

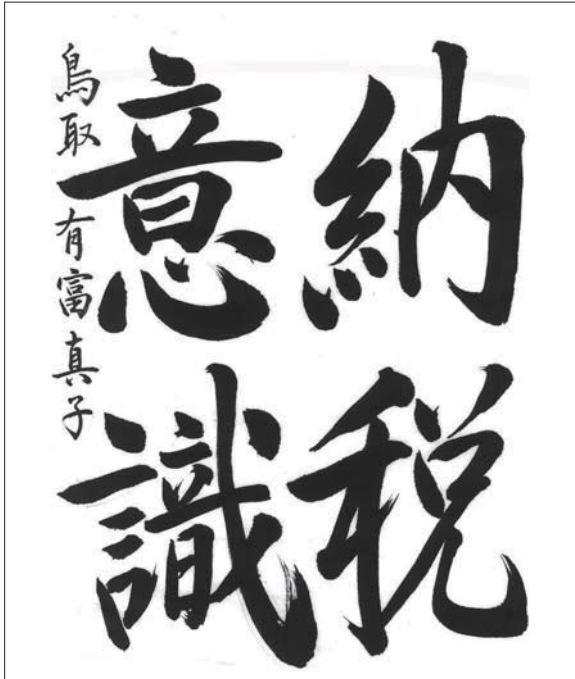
鳥取県西部納税貯蓄組合連合会の主催で「令和3年度中学生の税についての作文・書写」表彰式が、昨年11月28日に米子しんまち天満屋で行われ、中学生の皆さんの力作が讃えられました。この事業の目的は、次世代を担う中学生の皆さんに、税を身近に感じ、税に対する正しい知識を深めてもらうことで、毎年開催されています。

多くの応募者の中から米子市長賞を受賞された2人の作品を紹介します。

■問い合わせ 収税課
TEL 0853-5161、FAX 0853-5397



▲ (左から) 廣田さんと有富さん



湊山中学校3年
有富真子「納税意識」

たばこ税について思ったこと

湊山中学校3年
廣田 泰陽

小学校から中学校の間で非行防止教室や保健の授業でたばこについて学んだ経験があります。その中でたばこ税に深い関係があることを知りました。今までは国は税金のためなら国民の健康はどうでもいいという考えを持っているかと思っていました。しかし、何かしら理由や戦略があつたことなのかと考える機会に調べてみました。

まず、たばこについて調べました。たばこは日本全体の死者の27・8パーセントに関係していると言われ、年々死者数が増えているそうです。受動喫煙による死者数も年1万5千人で喫煙者が周りにどれだけ影響を与えているのか分かります。

次に「たばこ税」について調べます。たばこ税は名前のとおり、たばこに対して課される租税で国税、地方税、都道府県たばこ税、市町村たばこ税、たばこ特別税といった様々な種類のたばこ税があるようです。税率がたばこが変わると聞いたことがあります。全体50パーセント前後だそうです。全体の収益は2兆円を超えていて国家の財源といえるでしょう。しかし、調べているうちにたばこ税は財源としてだけ

でなく、他の理由でも課されていると分かりました。たばこ税を課す理由は大きく分けて3つ。1つ目は税金を得るため。たばこや酒は中毒性が高く、税金を得やすいからです。2つ目は医療費を削減するためです。税金を上げることで買うのをあきらめさせて、たばこが原因で入院する自分の医療費を削減するという考えです。3つ目の理由は、未成年に買わせないためです。税金を課し、比較的値段を高くすることで未成年が買えない、手を出せないようにするという意図があるそうです。また、いろいろ調べていると、たばこの収益が2兆円なのに対し、たばこによる患者の医療費は3兆円で赤字状態だそうです。このことから、患者を減らすため、医療費を削減するために国は必死だと思いました。

今回調べたなかで、税金は収益だけのためだという固定概念が崩されました。税金には患者や未成年喫煙者を抑制するという効果を知り、税金が大切という見方になりました。税金のためにたばこを売るといふ悪いだけのイメージから良いイメージを持つことができました。しかし、喫煙による死亡者がまだまだ多くいるのも事実です。医療費と税金の量のバランスを考えて税金の増減を考えることがこれから必要になると思いました。たばこ税が収益以外の理由で課されていることを知らない人に教えてあげたいです。



■相談名 内容／予約／日時／場所／問合せ先

法律・暮らし

■法テラス無料法律相談会

法律問題全般。米子市在住または在勤の方で資力が一定額以下の方が対象（1件30分）／要予約／28日（月）午後2時～4時／市役所本庁舎4階402会議室／☎法テラス鳥取（☎050-3383-5495）

■法律相談センター米子

法律問題全般（1件30分5,000円）※多重債務の相談は無料／要予約／毎週火曜日午後1時30分～4時、毎週金曜日午前10時30分～午後0時30分／米子しんまち天満屋4階／☎鳥取県弁護士会米子支部（☎23-5710）

■多重債務・法律相談会

多重債務や借金など（1件30分）／要予約／17日（木）午後1時30分～3時／米子コンベンションセンター／☎鳥取県西部消費生活相談室（☎34-2648、☎34-2670）

■農地相談会

農地で日ごろ困っていることなど／【崎津・富益】24日（木）、【加茂・住吉】25日（金）いずれも午後2時～3時30分／24日：崎津公民館、25日：加茂公民館／☎米子市農業委員会（☎23-5277、☎23-5228）

■日曜労働相談会

弁護士・社労士が労働問題全般の相談に応じます／要予約／27日（日）午前10時～午後3時／米子コンベンションセンター／☎労使ネット鳥取（☎0120-77-6010）

■連合全国一斉集中労働相談ホットライン

職場でのトラブルや悩みなど／24日（木）、25日（金）午前10時～午後7時／☎0120-154-052／☎連合鳥取（☎0857-26-6605）

■高齢者なんでも無料電話相談

高齢者の相続、財産管理、介護など／毎週月・木曜午後1時30分～4時／☎0120-65-3948／☎高齢者支援センターとっとり（☎0857-22-3912）

■税の無料相談会

税金に関すること／23日（水・祝）午前10時～午後4時／米子市立図書館／☎中国税理士会米子支部（☎32-4795）

行政

■行政相談

予約不要／14日（月）、25日（金）、3月4日（金）いずれも午後1時～4時／市役所本庁舎4階402会議室／☎生活年金課（☎23-5378、☎23-5391）

■行政書士無料相談会

相続、成年後見、交通事故、マイナンバーカードの取得の代理申請など／要予約／12日（土）午前10時～午後2時／米子市立図書館1階対面朗読室／☎鳥取県行政書士会事務局（☎0857-24-2744）

人権・こころ

■人権擁護委員による人権相談

人権擁護委員がさまざまな人権問題の相談に応じます／予約不要／10日（木）、3月10日（木）午後1時～4時／市役所第2庁舎1階相談室／☎人権政策課（☎23-5415、☎37-3184）※鳥取地方法務局米子支局でも相談に応じます。（平日午前8時30分～午後5時15分）（☎0570-003-110）

■こころの相談会

悩んでいること、つらく、苦しいことなど／要予約／9日（水）午後2時～4時／米子市立図書館／☎ライフサポートセンターとっとり（☎0120-82-5858、☎0857-32-5454）

ビジネス

■起業・経営なんでも相談会

要予約／6日（日）午後1時～5時／米子市立図書館／☎米子市立図書館（☎22-2612）

■よなご若者サポートステーション

15～49歳の若者の就労・社会参加／要予約／10日（木）午後1時30分～3時30分／米子市立図書館／☎よなご若者サポートステーション（☎21-5678、☎21-5679）

■ビジネス情報相談会

要予約／18日（金）午後1時～3時／米子市立図書館／☎米子市立図書館（☎22-2612）

■特許無料相談

要予約／18日（金）午後1時～4時／米子市立図書館／☎米子市立図書館（☎22-2612）

■就農相談会

要予約／20日（日）午前10時～午後3時／米子市立図書館／☎鳥取県農業農村担い手育成機構（☎31-9644、☎35-0198）

3回目のコロナワクチン接種(追加接種)

3回目のコロナワクチン接種が始まりました。接種できるようになったら、個別にお知らせが届きます。お知らせが届いてから予約してください。ご家族の中でも、お知らせの届く時期が異なる場合があります。

■2月の接種会場

▷**集団接種** 3回目、1・2回目の接種共通です。

ふれあいの里(ファイザー)

木曜日 午後4時～7時

土曜日 午後2時～5時

日曜日 午前9時30分～午後0時30分、午後2時～5時

米子市第2庁舎・淀江支所(ファイザー)

日曜日 午前9時30分～午後0時30分、午後2時～5時

▷**個別接種**

- ・2月から個別の医療機関で接種できます。
- ・対象の医療機関は、お知らせの中の一覧表か市ホームページでご確認ください。

■よくある質問

Q 3回目接種のお知らせはいつ届きますか？

A 65歳以上の方は、2回目の接種から7か月後、その他の方は8か月後を目安に発送します。

Q 3回目の接種は必要ですか？

A 3回目の接種は必要だとされています。2回接種された方でも、時間が経過すると感染予防や重症化予防の効果が低下することがあるからです。

Q 3回目の接種で使用するワクチンはどの種類ですか？

A 1・2回目に使用したワクチンの種類にかかわらず、ファイザー社製かモデルナ社製のワクチンを選ぶことができます。

※ワクチンの供給量や、接種する時期によっては、選ぶことができない場合があります。

Q 3回目の接種は、必ず1・2回目と同じ場所で受けなければいけませんか？

A いいえ。個別の医療機関や集団接種会場で受けられます。

Q 1・2回目の接種はまだ受けられますか？

A 引き続き受けられます。

■問い合わせ

健康対策課 (☎21-4080、FAX21-8708)



肺炎球菌ワクチンの助成は3月まで

成人用肺炎球菌ワクチンの助成期限が迫っています。希望される方は早めに接種してください。

■助成期限 3月31日(木)

■自己負担額(助成後)

2,400円(市民税非課税世帯の方/800円、生活保護世帯の方/無料)

■対象者

成人用肺炎球菌ワクチンを接種していない①・②の方

①次の生年月日の方

65歳	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日
70歳	昭和26年4月2日～昭和27年4月1日
75歳	昭和21年4月2日～昭和22年4月1日
80歳	昭和16年4月2日～昭和17年4月1日
85歳	昭和11年4月2日～昭和12年4月1日
90歳	昭和6年4月2日～昭和7年4月1日
95歳	大正15年4月2日～昭和2年4月1日
100歳	大正10年4月2日～大正11年4月1日

②60～64歳で、心臓、じん臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがある方

■その他

※助成を受けるには受診券が必要です。紛失された方は再交付しますのでご連絡ください。

※肺炎球菌ワクチンを接種した方は、助成を受けることができません。

※前後に他の予防接種を行う場合は、原則13日以上の間隔を空けてください。

■問い合わせ

健康対策課 (☎23-5454、FAX23-5460)

子育て情報満載！母子手帳アプリ

母子手帳アプリ「母子モ」を「すくすく！よなごっち」として配信中です。緊急時にお知らせを配信することがあります。妊娠中の方・小さいお子さんがいらっしゃる方はぜひご登録ください。



■便利な機能

▷電子母子手帳機能

紛失時のバックアップとしても活用できます。

▷予防接種スケジュール機能

接種した日を入力すれば、残りの予定を自動で作成。接種日が近づくとプッシュ通知でお知らせします。

▷地域子育て情報の発信機能

市からの情報をアプリで受け取ることができます。

■問い合わせ

健康対策課 (☎23-5451、FAX23-5460)

風しん予防接種で赤ちゃんを守ろう

妊娠初期の妊婦さんが風しんにかかると、生まれてくる赤ちゃんの目や耳、心臓に障がいがあることがあります。家族に感染させないため風しんの予防接種を受けましょう。



■対象者

昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性

■接種期限 3月31日(木)

■接種費用 無料

■接種の流れ

▶昨年3月に無料クーポン券と案内を郵送しています。案内に沿って予約してください。

▶抗体検査→予防接種の順番で受けてください。

※すでに抗体検査、予防接種を受けた方は対象外です。

※クーポン券が見当たらない場合は再発行します。

■問い合わせ

健康対策課 (☎23-5451、FAX23-5460)

健診結果相談会・健康づくり懇談会

これからも元気でいられるよう、生活習慣を見直してみませんか？保健師・管理栄養士がお手伝いします。

■対象者

米子市の人間ドック・特定健康診査を受けられた方で、腹囲やBMIが、標準をオーバーし、血圧、血中脂質、血糖値の数値が高めだった方

※対象の方には通知を出しています。



■問い合わせ

保険課 (☎23-5408、FAX23-5579)

運動習慣づくりのきっかけに

高齢者向けの運動教室です。予約は不要です。

■会場/とき

①ふれあいの里(要・上履き)

2月/毎週月曜日 3月/7日・14日・25日・28日
午後2時～4時(受付:午後1時20分～)、先着50人

②淀江老人福祉センター

2月/23日を除く水曜日 3月/毎週水曜日
午後2時～4時

③弓浜地域老人福祉センター(要・上履き)

2月/毎週木曜日 3月/毎週木曜日
午後2時～4時

④淀江ゆめ温泉

2月/毎週木曜日 3月/31日を除く木曜日
午前10時30分～正午

⑤Chukai コムコムスクエア(要・上履き)

2月/11日を除く金曜日 3月/25日を除く金曜日
午前10時30分～正午

■対象者

65歳以上で要介護・要支援認定がなく、医師から運動制限を受けていない人

■利用料 1回150円 ※予約不要

■持ち物 飲み物、汗拭きタオルなど

■問い合わせ

健康対策課 (☎23-5458、FAX23-5460)